

東弁27年人第394号

2016年2月5日

府中刑務所

所長 手塚文哉 殿

東京弁護士会

会長 伊藤茂昭

人権侵害救済申立事件について（警告）

当会は、申立人A氏、同B氏からの人権救済申立事件について、当会人権擁護委員会の調査の結果、貴所に対し、下記のとおり警告します。

記

第一 警告の趣旨

申立人らによる受刑者Cとの面会申出に対して、同受刑者が面会を希望する場合は、面会不許可をしないよう警告する。

第二 警告の理由

一 事実関係

本件受刑者は、いわゆる横田基地事件と迎賓館事件に関与した容疑で、平成5年に逮捕・起訴され、平成24年3月に最高裁で懲役12年の刑が確定し、現在相手方で受刑中である。

本件受刑者は無実を主張している。申立人らは、本件につき平成26年1月26日に再審請求書が提出され、申立人らが再審申立の事務局の仕事を担当していると説明している。

申立人らと本件受刑者は、十数年以前から、申立人らが言う「同志」として交際がある。

本件受刑者は、申立人らとの面会を希望している

相手方からの回答書によれば、相手方は、申立人らの身元が明らかでないとは考えていない。また、申立人らを本件受刑者と継続的に交際をしてきた者でないとは考えていない。また、本件受刑者が相手方らとの関係を維持す

ることで改善更生および円滑な社会復帰に支障を及ぼすおそれがあるとは考えていない。また、申立人らが暴力団員又はその関係者であるとは考えていない。

本件受刑者と実弟（本件受刑者および申立人らの説明）または実兄（相手方の説明）および再審申立担当の弁護士は面会を許可されている。

申立人らの面会申出は複数回なされているが、少なくとも相手方からの回答日（平成26年6月17日）までの間は、一度も許可されたことがない。

二 権利侵害性

1 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（以下「法」という。）

111条2項は、「刑事施設の長は、受刑者に対し、前項各号に掲げる者（注記 必要的面会ができる者）以外の者から面会の申出があった場合において、その者との交友関係の維持その他面会することを必要とする事情があり、かつ、面会により、刑事施設の規律及び秩序を害する結果を生じ、又は受刑者の矯正処遇の適切な実施に支障を生ずる恐れがないと認めるときは、これを許すことができる。」と規定している。

このように、法は刑事施設の長に、面会の許諾の裁量権限を与えているが、この裁量は、全くの自由裁量ではなく、法が裁量を与えた趣旨や目的を踏まえた、合理的なものでなければならないのは当然である。法務省が、平成19年5月30日法務省矯成第3350号通達「被収容者の外部交通に関する訓令の運用について」（以下、「平成19年通達」という）を定め、法111条2項の面会を許すことができる場合として、面会申出者について、①身元が明らかであること、②受刑者と継続的に交際をしてきた者であること、③その関係を維持することで改善更生及び円滑な社会復帰に支障を及ぼすおそれがないことが明らかであること、④暴力団員又はその関係者でないことが明らかであることという条件を満たす場合を挙げているのも、かかる趣旨に基づくものである。

2 次に、法の、「交友関係の維持」は、それ自体「面会を必要とする事情」と解すべきである。すなわち、友人・知人は、交友関係があるといえるだけの継続的な交際を行ってきたことが必要であるが、そうした関係がある以上、面会の際の発言の内容にかかわらず、また、信書の発受により十分に意思連絡をすることができるか否かにかかわらず、面会を必要とする事

情があるものと解すべきである（林眞琴・北村篤・名取俊也著、逐条解説刑事収容施設法改訂版560～561頁参照）。さらに、適正な外部交通は受刑者の改善更生及び円滑な社会復帰に資するのであるから（法110条）、継続的な交際を行ってきた友人・知人との面会は、その関係が好ましいものであり、矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれがないと認められる限り（面会により、刑事施設の規律秩序を害する結果を生ずるおそれがないと認められることも必要である）、許されなければならない、例えば、面会を許しても、受刑者の改善更生に資することはないとか、その程度は大きくないとして、面会を許さないようなことはできない（前掲563頁）。

- 3 本件において検討をすると、相手方は、当会の照会に対する回答において、申立人らを本件受刑者と継続的に交際をしてきた者でないとか、本件受刑者が相手方らとの関係を維持することで改善更生及び円滑な社会復帰に支障を及ぼすおそれがあるなどと判断しているのではないとしている。さらに、相手方は、「申立人らが平成19年通達に記載された上記①～④の条件を充たさないと判断したのか」との照会に対し、「否認する」と回答しているから、同①～④の条件は充たしていると判断していると考えざるを得ない。

相手方は、回答において、「本件受刑者と申立人らとの信書の発受の状況及び府中刑務所が行った本件受刑者の本人の身上関係の調査結果などを総合的に勘案したところ、法111条2項に規定する裁量面会を許すまでには認められない」と記載している。しかし、信書の発受状況がどのようなものであり、それが何ゆえに面会拒否の理由になるのか、また、本件受刑者の身上関係の調査結果がいかなる内容のものであり、それが何ゆえに面会拒否の理由になるのか、さらに、そのほかにどのような事実が存在し、それが何ゆえに面会拒否の理由になるのかという、肝心のことが書かれていない。

以上によれば面会拒否の正当な理由があると考えざるを得ない。

- 4 なお、前記の法条の解釈においては、友人・知人との関係が「好ましいもの」と判断されることが面会許可の前提とされている。しかし、その判断の基準に、面会を申し出る者および被収容者の思想信条を含ませることは憲法の思想信条の自由を侵害し許されないと解すべきである。

本件受刑者および申立人らが「中核派」に属していることを考えると、

本件は、中核派を支持しているという思想信条を理由に中核派関係者同士の面会を拒否したのではないかと疑われる。仮にそうであるとすれば、思想信条を理由として本件受刑者および申立人らの面会の権利を侵害し、同時に合理的理由のない差別をしたものと批判されるべきである。

- 5 以上、相手方は、申立人らが本件受刑者と継続的に交際してきた知人・友人（申立人らの言う同志）であり、法111条2項に規定する面会を必要とする事情があると認められ、かつ、平成19年通達が列挙する面会許可の条件の充足を否定できないにもかかわらず、面会を許可しなかったものと言える。

したがって、相手方の申立人らに対する面会不許可は、法111条2項に違反し、面会許否の裁量権を逸脱しており、本件受刑者および申立人らの面会の権利を違法に侵害したものである。

三 結論

以上により、当会は、貴所に対し、警告の趣旨記載のとおり警告する。

以 上